

第五次環境基本計画（抜粋）

第2部 環境政策の具体的な展開

第2章 重点戦略ごとの環境政策の展開

4. 健康で心豊かな暮らしの実現

(3) 安全・安心な暮らしの基盤となる良好な生活環境の保全

(化学物質のライフサイクル全体での包括的管理)

国民の安全を確保し、安心して暮らすことができる基盤として、化学物質の製造・輸入、製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクル全体のリスクの評価と管理が必要である。持続可能な開発に関する世界首脳会議（W S S D）においても、2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化するという目標が示されている。このため、化学物質による環境リスクの最小化を図るべく、化学物質の安全かつ効率的な製造等による環境効率性の向上に加え、化学物質の環境への負荷を軽減するため、化学物質の適正な利用の推進を図る。また、廃棄・再生利用時の適正処理とそのための適切な情報伝達等に取り組む。

6. 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

(1) 國際的なルール作りへの積極的関与・貢献

(国際的なルール作りの議論への積極的関与)

環境分野の国際交渉に積極的に参加し、我が国の強みを活かせるルールの構築を目指し、国際的な合意形成に貢献する。

具体的には、気候変動分野については、2018年に予定されるパリ協定の実施指針（緩和、適応、透明性、グローバルストックテイク、市場メカニズムなど）の策定に向けた議論に積極的に参加する。特に、パリ協定の実施においては、各国の気候変動対策の情報の透明性向上が重要である。このため、G E F等と連携して「透明性のための能力開発イニシアティブ（C B I T）」の効果的な活用を推進し、途上国的能力開発を支援するとともに、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（G O S A T）シリーズによる全球規模での継続的な観測やI C Tを活用したモニタリング手法の開発・普及等を通じ、各国の排出量の把握及び削減取組の透明性向上に貢献する。実施指針策定に当たっては、各国や関係機関等と連携しながら、議論を進めていく。

自然環境分野については、愛知目標の達成状況に関するフォローアップに積極的に関与し、2020年以降の新たな世界目標（ポスト愛知目標）の策定及びその達成に向けた取組を主導する。

化学物質・廃棄物分野については、水銀に関する水俣条約の実施細則作りや「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ」（S A I C M）の後継枠組みの策定に関する交渉において、我が国の知見・経験を活用し、合意形成への貢献を行う。加えて、各国の化学物質

管理制度と我が国の制度との調和を図るため、欧米諸国との連携を進める。また、G 7、G 20 等の場において、資源効率性や 3 R の推進に関する議論をリードし、世界全体の資源効率の大幅な向上に貢献する。

(国際的なルールの基盤となる科学的知見の充実・積極的提供)

気候変動や生物多様性及び生態系サービス、資源循環に係る科学的知見は、国際的なルール作りの前提であり、その不断の充実が求められる。この観点から、IPCC、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）、UNEP国際資源パネル（IRP）に対する継続的な支援を行うとともに、評価報告書作成に当たって、我が国の執筆者を増加させること等を通じ、アジア・太平洋地域の知見のインプットを行う。

また、温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」（GOSAT）シリーズの継続運用により、温室効果ガスの濃度分布の観測を行い、温室効果ガスの排出・吸収量の推計精度を向上させるとともに、このデータを各国政府機関や科学者等に利用可能にすることにより、気候変動に関する国際的な研究及び対策の進展に貢献する。

マイクロプラスチックを含む海洋ごみについて、G 7 等の枠組みの下でマイクロプラスチックのモニタリング手法の調和に関する取組を推進することにより、地球規模での海洋中の分布状況等の解明に貢献するとともに、多国間及び二国間の枠組みの下での情報共有や国際協力を通じて、特にアジア地域における海洋ごみの実態把握や発生抑制に貢献する。

越境大気汚染（PM2.5、光化学オキシダント、黄砂等）への対策として、二国間協力において日本の知見やノウハウの相手国への提供等を行うとともに、多国間協力において最新情報の共有や意見交換等を行い、アジア地域規模での広域的な大気環境管理を目指す。

化学物質管理について、水銀モニタリングネットワークの整備の支援等により、水銀に関する水俣条約の実施に貢献するとともに、残留性有機汚染物質（POPs）に関するモニタリング技術の水平展開の推進等により、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国際的取組に貢献する。

(2) 海外における持続可能な社会の構築支援

(我が国の優れた環境インフラの輸出)

二国間クレジット制度（JCM）や政府開発援助（ODA）の活用等により、途上国における廃棄物処理施設、省エネルギー・再生可能エネルギー設備、公害防止設備等の環境インフラの導入支援を行い、途上国における環境改善と我が国の環境ビジネスの需要拡大を目指す。

特に、我が国が強みを持つ循環産業に関しては、途上国のニーズを十分踏まえた上で、廃棄物発電、リサイクル、生活排水処理、水銀対策等を含む関連制度・システム・技術などについて、実現可能性調査から建設・維持管理までのパッケージとして、国際展開を図る。

(途上国における制度構築・能力開発支援、意識啓発)

気候変動分野については、途上国の緑の気候基金（GCF）等様々な資金へのアクセスを向上させるための能力開発支援や、最新の科学的知見の提供による能力開発支援、温室効果ガスの排出削減等に関する制度・施策の導入支援を行う。また、これらのための基盤情報となる、様々な主体による対策等の情報の透明性向上を支援する取組を、パートナーシップの下で進め、途上国と協働してイノベーションを創出することを目指す。

自然環境分野については、途上国における愛知目標の達成に向けた能力養成のため、生物多様性条約事務局に設置した「生物多様性日本基金」や地球環境ファシリティ（GEF）内に設置された「名古屋議定書実施基金」を通じて、生物多様性国家戦略の策定や実施に関する技術的支援等を行う。

廃棄物分野については、国際機関等と連携し、アジア各国において、高度な技術の導入や資源循環の促進による長期的な環境面、経済面のメリットを積極的に発信するとともに、N G O 等と連携し、市民の環境保全に関する意識の向上に向けた草の根レベルでの交流・支援を促進する。また、アジアにおいてリーダーシップを發揮し、アジアネットワークワーカーショップ等を通じて有害廃棄物の不法輸出入防止のための各国との連携を強化する。

化学物質分野については、化学物質管理制度の構築途上にあるアジア各国において、我が国との調和が図られるよう、制度構築支援を行うとともに、国立水俣病総合研究センターを活用した途上国が行う水銀対策への技術協力を含む水銀に関する水俣条約の実施のための支援を行う。また、大気汚染状況の改善や水質汚濁の低減を図るため、二国間協力等により温室効果ガスの排出削減と環境改善を同時に実現するコベネフィット（共通便益）・アプローチを推進・活用する。水環境分野では、アジア地域の行政官等によるネットワーク等を通じて、制度構築・能力開発支援等を推進する。

分野横断的な取組として、地方公共団体のノウハウを活かした都市間協力を推進する。

第3章 重点戦略を支える環境政策の展開

4. 環境リスクの管理

大気、公共用水域、地下水、土壤等の汚染・汚濁を防止し、また、有害化学物質による環境の汚染を防止することにより国民の健康と生活環境を守るために施策は、環境行政の出発点であり、今後も搖るぎなく着実に推進していく。

(2) 化学物質管理

有害化学物質の管理については、国民の健康や環境を守るという視点に立ち、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和48年法律第117号。以下「化学物質審査規制法」という。）、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（平成11年法律第86号。以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）等関連法令の着実な実施を含め、包括的な化学物質対策を実施する。とりわけ、以下の事項に重点的

に取り組む。

①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

W S S Dで示された「2020年までに化学物質が人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する」という目標の達成を目指しS A I C Mの国内実施計画（2012年9月S A I C M関係省庁連絡会議）に基づいた化学物質管理に取り組む。具体的には、①化学物質審査規制法に基づき化学物質のリスク評価を行い、著しいリスクがあるものを第二種特定化学物質に指定する。②化学物質の有害性評価について、定量的構造活性相関（Q S A R）の開発などにより、より幅広く有害性を評価することができるよう取り組む。③ばく露評価について、化学物質のライフサイクル全体からの環境への排出を把握するための手法の開発や、P R T R制度や各種モニタリング等を踏まえた手法の高度化を推進する。④これらを踏まえて、製造から廃棄に至るまでの化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減を行う。特にリスクが高い物質については、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）等に基づき、排出規制等を引き続き行うことにより、リスク管理を推進する。また、S A I C Mの2020年以降の枠組みに対応した国内実施計画の見直しを行うとともに、その進捗状況を点検し、点検結果を各種の施策に反映する。

②化学物質に関する調査研究等の推進

化学物質対策に関する行政の取組は科学的な知見に立脚して行うことが求められているため、この知見の集積のための取組として、特にリスク評価の効率化・高度化や未解明の問題の調査研究等の一層の推進を図り、環境リスクの詳細な把握とその低減につなげる。特に、地方公共団体の環境研究所も含めた研究機関等における化学物質対策に関する環境研究を推進するとともに、各種モニタリング等の環境に関する調査の着実かつ効率的な実施並びに蓄積された調査データの体系的な整理及び管理を推進する。

③化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進

化学物質によるリスクについて、関係者（国、地方公共団体、市民、N G O、産業界、専門家）が対話を通じて正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることによりパートナーシップを発展させる。また、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（G H S）のラベルや安全データシート（S D S）等の活用を通じた、事業者間及び事業者と消費者間の情報共有の促進や、環境リスクに関する学校や事業者等における理解を促進する。

④子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える環境要因を明らかにすることにより適切なリスク管理体制を構築し、安全・安心な子育て環境の実現につなげることを目的として、10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査で、妊娠中の胎児期から子どもが13歳になるまで追跡する。

⑤農薬の生態影響評価の改善

農薬については、国民の生活環境の保全に寄与する観点から、従来の水産動植物への急性影響に関するリスク評価に加え、新たに長期ばく露による影響や水産動植物以外の生物を対象としたリスク評価手法を確立し、農薬登録制度における生態影響評価の改善を図る。

○取組推進に向けた指標

取組の推進に当たっては、以下の指標に基づいて進捗状況の評価を行う。

(環境中の残留状況に係る指標)

- ・環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成状況
- ・各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）
- ・P O P s 等、長期間継続してモニタリングを実施している物質については、濃度の増減傾向の指標化を今後検討する（例：濃度が減少傾向にある物質数）

(環境への排出状況に係る指標)

- ・P R T R 制度の対象物質の排出量及び移動量

(リスク評価に係る指標)

- ・化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況
- ・農薬登録制度における新たな生態影響評価の実施状況

（3）環境保健対策

公害による健康被害については、（1）及び（2）に掲げた施策を含め、予防のための措置を適切に講じ、被害者の発生を未然に防止するとともに、被害者に対しては迅速かつ公正な保護及び健康の確保を推進する。

①公害健康被害補償

「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和 48 年法律第 111 号。以下「公害健康被害補償法」という。）に基づき、汚染者負担の原則を踏まえつつ、認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を安定的に行い、その迅速かつ公正な救済を図る。

②公害健康被害予防事業の実施

環境再生保全機構に造成された公害健康被害予防基金の運用益等により、大気汚染の影響による健康被害を予防するために調査研究等の必要な事業を行い、地域住民等の健康の確保を図る。

③環境保健サーベイランス調査

1987 年の公害健康被害補償法改正（第一種地域指定解除）に伴い、地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を定期的・継続的に観察し、必要に応じて所要の措置を講ずることを目的として、環境保健サーベイランス調査を実施する。

④水俣病対策の推進

水俣病対策については、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（平成 21 年法律第 81 号。以下「水俣病被害者救済法」という。）等を踏まえ、すべての被害者の方々や地域の方々が安心して暮らしていくよう、関係地方公共団体等と協力して、補償や医療・福祉対策、地域の再生・融和等を進めていく。

⑤石綿健康被害の救済

「石綿による健康被害の救済に関する法律」（平成 18 年法律第 4 号。以下「石綿健康被害救済法」という。）に基づき、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。また、2016 年 12 月に取りまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書を踏まえ、石綿健康被害救済制度の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じていく。

6. 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

(1) 東日本大震災からの復興・創生

③リスクコミュニケーション等を通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

2014 年 12 月に取りまとめられた「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理のあり方に関する専門家会議中間取りまとめ」を踏まえ、2015 年 2 月に「環境省における当面の施策の方向性」として、①事故初期における被ばく線量の把握・評価の推進、②福島県及び福島近隣県における疾病罹患動向の把握、③福島県の県民健康調査「甲状腺検査」の充実、④リスクコミュニケーション事業の継続・充実が掲げられている。本方向性に基づき、被ばく線量の評価、放射線の健康影響調査研究、福島県の県民健康調査の支援及び放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターによる支援等の取組を進める。

第4部 環境保全施策の体系

第1章 環境問題の各分野に係る施策

6. 包括的な化学物質対策に関する取組

(1) 化学物質のリスク評価の推進及びライフサイクル全体のリスクの削減

化学物質のライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化を目指すため、その国際戦略であるS A I C Mに基づき、また、その目標達成のための国内戦略であるS A I C M国内実施計画等を踏まえ、以下の取組を実施する。

化学物質関連施策を講じる上で必要となる各種環境調査・モニタリング等について、各施策の課題、分析法等の調査技術の向上を踏まえ、適宜、調査手法への反映や集積した調査結果の体系的整理等を図りながら、引き続き着実に実施する。

化学物質審査規制法に基づき化学物質のリスク評価を行い、著しいリスクがあるものを第二種特定化学物質に指定する。その結果に基づき、所要の措置を講じる等同法に基づく措置を適切に行う。

リスク評価をより効率的に進めるため、化学物質の有害性評価について、Q S A Rの開発などにより、より幅広く有害性を評価することができるよう取り組む。また、化学物質の製造から廃棄までのライフサイクル全体のリスク評価手法、海域におけるリスク評価手法、トキシコゲノミクス等の新たな手法の検討を行う。

農薬については、リスク評価により、水産動植物の被害防止や水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定を順次進める。さらに、従来の水産動植物への急性影響に関するリスク評価に加え、新たに長期ばく露による影響や水産動植物以外の生物を対象としたリスク評価手法を確立し、農薬登録制度における生態影響評価の改善を図る。

環境中に存在する医薬品等については、環境中の生物に及ぼす影響に着目して環境調査及び環境リスク評価を進める。

ものの燃焼や化学物質の環境中の分解等に伴い非意図的に生成される物質、環境への排出経路や人へのばく露経路が明らかでない物質等については、人の健康や環境への影響が懸念される物質群の絞り込みを行い、文献情報、モニタリング結果等を用いた初期的なリスク評価を実施する。

また、リスク評価の結果に基づき、ライフサイクルの各段階でのリスク管理方法について整合を確保し、必要に応じてそれらの見直しを検討する。特に、リサイクル及び廃棄段階において、循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、資源循環と化学物質管理の両立、拡大生産者責任の徹底、製品製造段階からの環境配慮設計及び廃棄物データシート(W D S)の普及等による適切な情報伝達の更なる推進を図る。

化学物質排出把握管理促進法に基づくP R T R制度及びS D S制度については、最新の科学的知見や国内外の動向を踏まえた見直し及び適切な運用を通じて、化学物質の排出に係る事業者の自主的管理の改善及び環境保全上の支障の未然防止を図る。加えて、P R T R制度により得られる排出・移動量等のデータを、正確性や信頼性を確保しながら引き続き公表すること等により、リスク評価等への活用を進める。

また、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策並びに水質汚濁防止法に基づく排水規制及び地下水汚染対策等を引き続き適切に実施し、排出削減を図るとともに、新たな情報の収集に努め、必要に応じて更なる対策について検討する。特に、有害大気汚染物質については、P O P sなどの新たな化学物質も含め、健康影響、大気中濃度、発生源、抑制技術等に係る知見を引き続き収集し、科学的知見やモニタリング結果等に基づき、環境目標値の設定・再評価や健康被害の未然防止に効果的な対策のあり方について検討する。非意図的に生成されるダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策を引き続き適切に推進する。事故等に関し、有害物質の排出・流出等により環境汚染等が生じないよう、有害物質に関する情報共有や、排出・流出時の監視・拡散防止等を的確に行うための各種施策を推進する。

汚染された土壤等の負の遺産については、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（平成 13 年法律第 65 号）、土壤汚染対策法等により適正な処理等の対応を進める。

事業者による有害化学物質の使用・排出抑制やより安全な代替物質への転換等のグリーン・サステイナブルケミストリーと呼ばれる取組を促進するため、代替製品・技術に係る研究開発の推進等の取組を講じる。

（2）化学物質に関する未解明の問題への対応

科学的に不確実であることをもって対策を遅らせる理由とはせず、科学的知見の充足に努めながら予防的取組方法の考え方方に立って、以下をはじめとする未解明の問題について対策を講じていく。

胎児期から小児期にかけての化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するために、全国で 10 万組の親子を対象とした大規模かつ長期の出生コホート調査（エコチル調査）を着実に実施する。

本調査は、2010 年度より全国で 10 万組の親子を対象とした大規模かつ長期の出生コホート調査である。母体血や臍帯血、母乳等の生体試料を採取保存・分析するとともに、子どもが 13 歳に達するまで全参加者に半年ごとに行う質問票調査や、5,000 人の参加者に対して行う、精神発達調査や環境調査等の、より詳細な調査によるフォローアップを行うこととしている。得られた成果については、化学物質の適正な管理に関する施策に活用することにより、安全・安心な子育て環境の構築に役立てていく。

化学物質の内分泌かく乱作用について、評価手法の確立と評価の実施を加速化し、その結果を踏まえリスク管理に係る所要の措置を講ずる。また、経済協力開発機構（O E C D）等の取組に参加しつつ、新たな評価手法等の開発検討を進め、併せて国民への情報提供を実施する。

複数の化学物質が同時に人や環境に作用する場合の複合影響や、化学物質が個体群、生態系又は生物多様性に与える影響について、国際的な動向を参照しつつ、科学的知見の集積、機構の解明、評価方法の検討・開発等に取り組む。その成果を踏まえ、可能なものについて

リスク評価を順次進める。

急速に実用化が進み環境リスクが懸念されるナノ材料について、O E C D等の取組に積極的に参加しつつ、その環境リスクに関する知見の集積を図るとともに、環境中挙動の把握やリスク評価手法の確立を進めることで、状況の早期把握に努める。

（3）化学物質に関するリスクコミュニケーションの推進

国民、事業者、行政等の関係者が化学物質のリスクと便益に係る正確な情報を共有しつつ意思疎通を図る。具体的には、「化学物質と環境に関する政策対話」等を通じたパートナーシップ、あらゆる主体への人材育成及び環境教育、化学物質と環境リスクに関する理解力の向上に向けた各主体の取組及び主体間連携等を推進する。

G H S に係る国内外の動向を踏まえ、消費者への情報提供を含め、ライフサイクル全体を通じたサプライチェーンにおける化学物質含有情報等の伝達の枠組み整備や中小業支援等に取り組む。

（4）化学物質に関する国際協力・国際協調の推進

我が国の包括的な化学物質管理に係る実施計画である S A I C M 国内実施計画に沿って、S A I C M に資するような国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。また、進捗状況を適時に点検し取組の一層の促進を図る。さらに、現在の S A I C M 終了後の 2020 年以降の枠組みに関する国際的な議論を積極的にリードし次期枠組みの採択に貢献するとともに、次期枠組みに基づく包括的な化学物質管理に係る取組を推進する。

水銀に関する水俣条約に関して、国内では「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(平成 27 年法律第 42 号)に基づき条約の規定を上回る措置を講じるとともに、途上国支援等を通じて条約の実施に貢献する。

P O P s 関係では、条約に基づき国内実施計画を更新する他、条約の有効性評価に資するモニタリング結果等必要な情報を確實に収集する。また、国内の優れた技術・経験の伝承と積上げを図りつつ、国際的な技術支援等に貢献する。

O E C D 等の国際的な枠組みの下、試験・評価手法の開発・国際調和、データの共有等を進める。子どもの健康への化学物質の影響の解明に係る国際協力を推進する。アジア地域においては、化学物質による環境汚染や健康被害の防止を図るため、モニタリングネットワークや日中韓化学物質管理政策対話、化学物質対策能力向上促進講習等の様々な枠組みにより、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、技術支援等を行い、化学物質の適正管理の推進、そのための制度・手法の調和及び協力体制の構築を進める。

（5）国内における毒ガス弾等に係る対策

2003 年 6 月 6 日の閣議了解及び 2003 年 12 月 16 日の閣議決定を踏まえ、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図るための環境調査等を、関係省庁が連携して、地方公共団体の協力の下、着実に実施する。また、環境省に設置した毒ガス情報センターにおいて、継続的

に情報収集し、集約した情報や一般的な留意事項の周知を図る。